

(別紙4)

## 営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

### 1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

#### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(又は補正市場単価)を補正して算定すること。

### 2 物価資料に掲載された材工単価(市場単価以外の材工単価)

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

#### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率